

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	生活用水の使用制限等
概要	市長が、一類感染症、二類感染症または三類感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、期間を定めて使用制限等を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第31条
処分基準	<p>処分基準 市長が一類感染症、二類感染症または三類感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 一類感染症、二類感染症または三類感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある生活用水の管理者</p> <p>具体的処分 使用または給水の制限、または使用の禁止 ただし、使用制限等の期間中、当該生活用水の利用者には、別途、大阪市が生活用水を供給する。</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。